

平成15年 第6回 9月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成15年9月10日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成15年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 平成14年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 平成14年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成14年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成14年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第33号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 第34号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第14 第35号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 第36号議案 平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 第37号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第12～第16 質疑・委員会付託)

日程第 17 第 38 号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 18 第 39 号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

(日程第 17 ~ 第 18 質疑・討論・採決)

日程第 19 第 40 号議案 中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
(日程第 19 質疑・委員会付託)

日程第 20 議員提出議案 行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員
第 3 号 会の設置について

(日程第 20 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 貴雅君	6 番 青木 孝子君
7 番 久好 勝利君	8 番 杉原 茂雄君
9 番 岩崎 三次君	10 番 堀田 英雄君
11 番 井上 久雄君	12 番 湯浅 信弘君
13 番 掛田るみ子君	14 番 香川 実君
15 番 上村 武郎君	16 番 岩崎 悟君
17 番 佐々木正義君	18 番 米満 一彦君
19 番 下川 俊秀君	20 番 片岡 誠二君

欠席議員 (1名)

21 番 井上 太一君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君

総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長	...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長	村田 育男君
合併問題対策室参事	田中 茂徳君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
指導課長	藤原 孝之君	秘書課長	白尾 啓介君
下水道課長	佐藤 満洋君	健康増進課長	中尾三千雄君
介護保険課長	是永 勝敏君	人権推進課長	中村 次春君
明るい街づくり推進室長	千々和秀隆君
市立病院課長	藤井 紀生君	税務課長	中野 諭君
庶務課長	塩川 玄栄君	営業課長	矢野 卓雄君

事務局出席職員職氏名

局長	岡部 数敏君	次長	渡辺 恭男君
書記	赤木 良一君	書記	岡 和訓君

— 般 質 問 (平成15年第6回中間市議会定例会)

平成15年9月10日

NO.3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	擬答者
下 川 俊 秀	「緊急財政3カ年」財政健全化計画について 緊急財政健全化推進委員会で、見直しを要した項目の経過と改善内容について、伺いたい。 市税滞納者に対する徴収強化の取り組みについて、伺いたい。	市 長
植 本 種 實	情報公開について 以前、コピー代を10円、公開手数料は0円とするよう質問し、「前向きに検討します」と答弁がありました。その後どうなりましたか。	市 長
	交番、駐在所の統廃合を受けて 福岡県警は組織改革を行い、交番、駐在所の統廃合を行いました。中間市の場合はどうなりましたか。そして、どうされましたか。 「地域の安全と非行防止」は、「明るい街づくり課」の大きな仕事と思います。課として、どのように対処されているか、質問致します。	
	合併について 市長は「北九州市と合併したい」と表明されました。それは、いかなる理念に基づいたものか伺い致します。	
中 家 多 恵 子	「緊急財政再建」3カ年計画について 中間市は平成15年度～17年度の3カ年を「緊急財政再建」計画と位置づけられているが、進捗状況を伺う。	市 長
	第3セクターの固定資産税滞納について 「株西日本医療福祉総合センター」は、資本金14億6000万円のうち中間市が2.74%(4000万円)を出資する第3セクターですが、固定資産税の長期滞納で昨年9月議会の質問の答弁では1億6439万円となっておりますが、その後どのように対処、処理されたのか伺う。また、多額の金額で市は部屋を借りておられるが、今日までいくら払ってこられたのか。一部で「救済措置」ではないかとの指摘もありますが、今後も引き続き借りられるのか。一方、松ヶ岡の市の施設は無償で貸与していると聞いておるが、その理由についても伺います。	
	空き教室について 他市では空き教室の活用が積極的になされておるが、中間市の空き教室は現状どのように使用されておられるのか、お尋ねする。	教育長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 15 年 9 月 10 日
第 6 回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第 1 号	平成 14 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表 1
認定第 2 号	平成 14 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第 3 号	平成 14 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 4 号	平成 14 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設水道
認定第 5 号	平成 14 年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 6 号	平成 14 年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第 7 号	平成 14 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教
認定第 8 号	平成 14 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第 9 号	平成 14 年度中間市水道事業会計決算認定について	建設水道
認定第 10 号	平成 14 年度中間市病院事業会計決算認定について	民生経済
第 33 号議案	平成 15 年度中間市一般会計補正予算(第 4 号)	別表 2
第 34 号議案	平成 15 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第 2 号)	民生経済
第 35 号議案	平成 15 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	建設水道
第 36 号議案	平成 15 年度中間市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)	民生経済
第 37 号議案	平成 15 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	
第 40 号議案	中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	

別表 1

歳入 平成 14 年度一般会計決算

款別	付託委員会	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務 文 教
2	総 務 費	全 項(他の所管に係る分を除く) 1項5目、9目、11目の一部 1項11目の一部、3項1・2目	
3	民 生 費	全 項(他の所管に係る分を除く) 1項1・4目の一部、1項13目	民生経済
4	衛 生 費	全 項(他の所管に係る分を除く) 1項1目の一部 1項3目の一部	総 務 文 教
5	労 働 費	全 項(他の所管に係る分を除く)	建設水道
6	農林水産業費	全 項(1項2目、4目の一部は総務文教)	民生経済
7	商 工 費	全 項(1項3目の一部は総務文教)	
8	土 木 費	全 項(他の所管に係る分を除く) 4項1目・5項1目の一部	建設水道
9	消 防 費	全 項	総 務 文 教
10	教 育 費	全 項	
11	災 害 復 旧 費	全 項	
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

別 表 2

平成15年度中間市一般会計補正予算(第4号)

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算	各委員会
第 2 条	第 2 表 債務負担行為	建設・総務
第 3 条	第 3 表 地方債	総務文教

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務 文 教
2	総 務 費	全 項(1項11目の一部、3項1・2目は民生経済)	
3	民 生 費	全 項(1項4目の一部は総務文教)	民生経済
4	衛 生 費	全 項	
5	労 働 費	全 項	建設水道
6	農林水産業費	全 項	民生経済
7	商 工 費	全 項	
8	土 木 費	全 項	建設水道
9	消 防 費	全 項	総 務 文 教
10	教 育 費	全 項	

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、下川俊秀君。

議員（19番 下川 俊秀君）

おはようございます。創希会の下川俊秀です。質問通告に従いまして、緊急財政3カ年財政健全化計画について質問いたします。

6月議会におきまして、行財政改革の取り組みについての質問がありましたが、本市の将来にかかわる重要懸案事項でありますので、再度詳細についてお尋ねいたします。

緊急財政健全化推進委員会で議論された内容についての質問に対し、補助金の再構築あるいは人件費や経常経費の見直しを必要とする答弁がありましたが、その後の経過と具体的な改善内容を項目別にお伺いいたします。時間外勤務手当、嘱託職員の賃金、委託料、不要額の点検、経常的事業、使用料、手数料、負担金等、どのように見直され、改善されたのか。また、市有財産等の有効活用につきましても具体的に現時点でどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、市税滞納者に対する具体策についてお尋ねいたします。平成13年度本市の税収入額が歳入総額に占める割合は22.8%で県内22市平均29.2%よりも大きく下回っているにもかかわらず、市税滞納繰越額が8億から8億7,000万円あります。要するに現年課税分と滞納繰越分の調定総額の中に占める滞納繰越分割合が17.7%を占めるため、市税徴収率が県内22市中21位でワーストツーという不名誉な現実をどのようにお考えですか。

緊急財政健全化計画の中に、市税徴収の向上としてその目標効果額が設定されています。15年度6,800万円、16年度8,800万円、17年度9,900万円、計2億5,500万円となっておりますが、目標設定の具体的な根拠を伺いたい。

三位一体の改革で国と地方の税財源の比率が50対50になった場合、本市の自主財源比率32.2%ですから、自主財源を17.8%ふやさなければなりません。本市の歳入総額平成14年度は176億2,300万円ですので、その17.8%の31億3,600万

円の増収が必要となります。さきに述べた滞納額の8億7,000万円はその必要額の27.7%にもあたるにもかかわらず、3年間の目標効果額は滞納額に相当する8億7,000万円ではなく、2億5,500万円に設定した理由を伺いたい。

北九州市では、市税対策会議を開き、滞納市税の徴収強化を決めたそうです。具体的には従来の徴収方法に加え、自動車等を差し押さえの対象として検討するほか、市外在住の滞納者には集中して出張徴収もするそうです。差し押さえは従来不動産や給与などを対象にしていたが、滞納者には厳しい姿勢を示す必要があるとし、これまで保管コストや方法に課題があって、差し押さえの対象にしていなかった動産にも目を向けるなど、徴収意欲が伺えます。

埼玉県草加市では、トップが率先してやるのが当然と、市長みずから滞納者宅に督促に出向くほどの力の入れようです。また、10月末には税収サミットが東京で開催されるなど、各自治体が徴収強化に真剣に取り組んでいます。

本市でも、4月1日に滞納整理対策室を立ち上げ、差し押さえ関係を重点的にやるそうですが、現時点での実態、何をどのように差し押さえたのか。具体的に数字や解決事例を伺いたい。

隣の人が税を払っていないという不公平感が募り、納税拒否の連鎖が起こらないよう、早急にかつ真剣に徴収強化の結果を出す必要があると思いますが、市長の見解をお伺いして、私の1回目の質問といたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。下川俊秀議員の緊急財政健全化推進委員会で見直しを要した項目の経過と改善内容についての質問にお答えをいたします。

今回の財政健全化計画は、現状の見直しを中心に取り組みを行っております。まず最初に、歳入確保に向けた取り組みとして、市税収入の確保を最優先課題として、特に現年課税分及び滞納税分の徴収強化の取り組みを掲げております。市税については、後ほど2番目の質問でお答えをいたします。税以外では、保育料、市営住宅、住宅新築貸付貸付金、市有地貸付料などの滞納者に対する徴収強化を掲げております。このような取り組みに対しては、すべて数値目標を掲げて、定期的に推進委員会の方で検討をいたしております。

また、保育料や市有地貸付料等について、他市と比較し、料金の改定を含めて見直しを検討いたしております。

さらに、議員ご指摘の市有地の有効活用については、市営駐車場等に有効活用するなど、今後とも有効活用を検討いたします。

その一方で、歳出削減に向けた取り組みとして、人件費の抑制や内部管理的経費の徹底した削減、補助金、負担金、分担金の見直しなどを掲げております。

まず、人件費の取り組みといたしましては、市長、助役等四役の報酬カット、さらに部課長などの管理職手当についても3%から1%の率でカットを実施しております。

さらに、一般職を含めた全職員については、調整手当の見直し、さらに本年度の夏期一時金についても0.1カ月分のカットを行うなど、今回の9月補正予算で人件費の減額を計上させていただいているところです。

今後、さらに決算の状況を見ながら職員の昇給停止年齢の引き下げや、調整手当、職種別の給与体系の見直しなど、推進委員会でさらに検討いたします。時間外勤務手当及び嘱託職員の賃金については、例年12月に見直しを行っており、本年度におきましても、職員給とあわせて調整を行いたいと考えております。

内部管理的な経費及び一般事務費については、備品の更新の延伸や共有化、消耗品の削減など効率的な予算執行を行い、その必要性や費用効果などを改めて見直し、徹底的な削減を図ります。

また、補助金、負担金、分担金の見直しでは、まず補助金を市民の福祉の向上や生活の向上に資する事業に対して経費の一部を補助する事業費補助金と、特定の事業でなく団体の維持活動に充てる、いわゆる団体運営費補助金とに分け、事業費補助金については、事務事業評価対象事業として総合評価に基づいた取り組みを行うとともに、団体運営費補助金についても効果等を含めまして、一定の見直しを行い、さらに必要に応じて団体補助金を事業費補助金に切りかえる方向もあわせて検討を行うこととしております。協議会等の負担金、分担金についても、その目的、効果が十分達成されているか十分な精査を行い、その活動状況、次年度への繰越金等を見定めた上、継続を含めて見直しを図ることとしております。

さらに、他の特別会計についても、各会計ごとに目標項目を掲げ、今後3カ年の財政健全化計画を立てております。

次に、市税滞納者に対する徴収強化の取り組みに関するご質問についてお答えします。

現時点の市税滞納額は、約8億7,300万円であります。この滞納額の減少を図るべく、平成15年4月1日より税務課内に滞納整理対策室を立ち上げ、徴収強化に取り組む体制づくりを行ったところであります。滞納整理対策室には、臨戸徴収及び夜間徴収を専門とする徴収嘱託職員を新たに2名配属し、職員と一体となり、臨戸徴収及び月10日の夜間徴収を実施し、現年課税分の徴収率の向上、滞納税額の徴収増に努めております。

また、滞納処分を目的とし、元国税局徴収職員と税務徴収指導員として雇用契約を行い、不動産、給与、工事代金等の差し押さえ等に関する助言、指導を受け、滞納処分の強化に努めております。

ちなみに、平成15年4月以降の差し押え件数は、不動産1件、工事代金1件であります。今後も引き続き、職員を徴収問題に関する研修会等に出席をさせ、徴収職員としての意識、質の向上を図るとともに、税負担の公平性を確保するためにも、滞納処分を積極的

に取り入れ、一層の徴収強化に取り組んでまいります。

次に、市税全体の徴収率が低いことに対しては、大変残念な思いをいたしております。主な要因として2点が考えられます。

まず、過去十数年来、差押え等が実施されておらず、滞納整理がおくれているということでもあります。そのためにも、本年4月に滞納整理対策室を立ち上げ、滞納者にかかる不動産、預貯金、給与、生命保険等の資産調査等を行い、積極的に滞納処分を進め、いわゆる税の不良債権の整理を行ってまいります。

2点目の要因として、第三セクターの1億円を超える固定資産税が未納であったということでもあります。この件については、既に分割納付の協議が終わり、現在、確実に履行中であります。

以上のことから、今後、徐々にではありますが、市税全体の徴収率が改善されるものと考えております。

次に、緊急財政健全化実施計画における市税歳入見込みの目標設定の具体的な内容についてお答えをいたします。基本的には、13年度歳入実績を基準に設定をしております。

まず、現年度課税につきましては、3年後の市税全体の徴収率を17.6%高める目標としております。具体的には、個々の徴収率を次のように設定をいたしております。

個人市民税は、17年度からの配偶者特別控除の廃止により、6,000万円の増収も見込んだところで1%とする。法人市民税は、0.5%、固定資産税は第三セクター納入も見込んで2.68%、軽自動車税は1%、市たばこ税は本年7月の税率引き上げに伴う増収を15年度で2,000万円、16年度以後は3,000万円としております。

また、都市計画税につきましては、固定資産税同様の理由により、3.76%上昇見込みであります。

以上のことから、市税の現年度課税分全体の徴収率アップを1.76%に設定したものであります。

また、滞納繰越分については、徴収総額を増額することを目標としており、具体的には、個人市民税を約890万円、法人市民税を約70万円、固定資産税・都市計画税を合計で約1,880万円、軽自動車税を約50万円とし、13年度と比較して17年度には2,890万円の増収となるよう設定をいたしております。

次に、3年間の目標効果額を2億5,500万円に設定した理由についてお答えをいたします。

現年課税分は固定資産税、都市計画税における評価替え、個人住民税の個人所得の低迷や税制改正の動向、たばこ税の税率の引き上げ等の変動要因を考慮しながら、各税目ごとの調定額を算出し、さらに徴収率を勘案して歳入見込みを決定することになります。したがって、先に、目標設定が可能な事項は現年課税分においては、目標徴収率であります。

また、滞納繰越分については、さきに述べましたように、滞納処分を強化しましても、

その効果があらわれるのは3ないし4年先になりますので、滞納繰越分の徴収の現状からいたしましても、その目標は徴収総額とした方が明確でありますので、その結果、総額で2億5,500万円としたものであります。

議長（杉原 茂雄君）

下川俊秀君。

議員（19番 下川 俊秀君）

市長に対して市税徴収について再度質問いたします。

8月25日の合併促進調査特別委員会におきまして、県の方から何か指導がありましたかとの問いに対し、市長と職員が一体で一枚岩でやってほしいとの要請があったという答弁がありましたが、私はまさに行政運営すべてがそうでなければならないと思います。

9月2日の委員会におきましても市長に対してある見解が述べられました。昨日の一般質問にもありましたが、本市の存亡を問う重要な合併問題を職員にもほとんど具体的な議論がないまま、突然北九州市との合併に向けた動きに対し、管理職職員たちが市長あてに申入書を提出した件です。

内容は、合併問題の是非について市民が正しく判断し得る情報提供並びに行政側が市民的確な意向を把握するための民主的かつ適正な諸手続等を強く求める旨の申入書を、当該趣旨に賛同する管理職職員の署名を添えて市長に提出した行為は、市長に対する不信任行為に等しいのではないかというものでした。

それに対し、市長は8月20日、16時30分管理職職員を招集し、合併問題は了承を得たとのコメントでした。私の察するところ、招集時間が16時30分では真剣で満足はいく質疑応答ができないまま、ただ了承を得ただけに終わったとしか思えません。昨日、市長の答弁で、職員たちとの意思の疎通ができていなかったとありましたが、にもかかわらず職員に対して理解と協力を求め、了承されたとの答弁は、全職員にとって理解しがたいものではないでしょうか。

これでは職員は全体の奉仕者であり、公平公正な立場で職務を遂行しなければならないという精神にはほど遠く、県のいう一枚岩どころではないと思います。全職員が一丸となって財政建て直しに取り組むべき今、私には職員全員が浮足立っているとしか思えません。ただ、職員に理解と協力を求めるだけでなく、担当職員が職務を遂行しやすい環境をつくることも大切だと思います。例えば、静岡市では市税徴収嘱託員等設置規則、神奈川県小田原市では市税の滞納に対する特別措置に関する条例を設けるなど、活発な動きが見られます。本市でも財政建て直しに真剣に取り組むには、職員全員が職務を遂行しやすい環境づくりが不可欠だと思われませんが、市長はどう思われますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

合併の件に関する職員との理解の関係でございますけれども、8月の20日以降、さらには今日では、今までやっておりました庁議を含めましてさらに部ごとにきちんと合併問題に対するいろんな情報なり、意見をそれぞれ拝聴し、あるいはやりとりをすると、そういう方策を片方では既にやっておりますので、下川議員ご指摘のような形というのは今後やわらいでいくんじゃないかなと、そう思っているところでございます。

それから、税徴収の問題ですけれども、これはまさに中間市のこれからの財政あるいは行政運営そのものでございまして、私の答弁の中でも申し上げましたように、やっぱりきちんと払う人もおられる、たくさんおられるわけでございますので、そういった税の公平化、公平負担、そういった観点からもこの財政健全化委員会の中できちんとこれからも議論をし、実行してまいりたいと、そのように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

下川俊秀君。

議員（19番 下川 俊秀君）

次に、先ほど私が申しました埼玉県草加市は人口2万3,000人ぐらいで本市の約半分弱です。市長以下、幹部が総出で徴収にあたり、5日間で徴収額260万円、これは当初見込んでいた額よりもひとけた少なかったそうです。このように市税の徴収にはどの自治体も頭を悩ませているテーマです。

独自の工夫を行っている自治体もあります。埼玉県川口市では、平成11年度より毎年2月から3月にかけて課長補佐以上で現年分の未納者への個別訪問を行い、徴収を実施しているそうです。徴収地域は市内全域を各部ごとに振りわり、職員一人あたり約20人の未納者を担当、その結果、平成11年度、12年度、13年度の各年2月から3月までの6カ月間、市税1億9,900万円、国保税1億4,600万円、合計3億4,500万円の徴収成果が出たそうです。

好結果の要因は行政の最も苦手とする分野に挑戦し、その徴収結果を各課ごとにまとめ、徴収の成果の成績発表をマスコミに公表している点、さらには個別訪問を行った際、納税の要請と同時に市政に対する住民の不満、要望を聞き、住民の生の声を行政に反映させていることです。

また、ユニークな取り組みとして職員以外に能率報酬制度を設け、市税徴収嘱託員15名に徴収業務を行わせているそうです。ちなみに、15名中14名は女性だそうです。基本報酬は月額5万6,000円、それにプラスして徴収した金額の3%から5%を成功報酬として支給するそうです。徴収嘱託員一人平均年間約3,200万円ほどの徴収実績があるとのこと。よって、成功報酬は150万円になります。成果主義や実績主義といった行政にはまったく無縁な考え方を導入した能率報酬制度は、まさに市税徴収嘱託員のやる気を起こさせる制度として高く評価できます。これは、訪問してきました、断られましたという、おざなりの徴収結果に終る場合の多い行政に警鐘を鳴らしているのです。

先ほど市長から報告がありましたが、本市の場合を見てみますと、4月から7月までの4カ月間で約600万円、訪問件数894件のうち、不在件数が555件、在宅率が38%となっております。また、稼働日数は5月、6月、7月と平均19日前後を稼働しているにもかかわらず、面談件数が少ないのはいかにも非効率な動きをしていると思われるのですが、市長の見解はいかがですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今まで放置をしたということでは決してないわけですが、差し押さえ等含めてようやく本腰を入れてやるというそういうことでございまして、対策室が立ち上がりまして、4月ですから5カ月たったわけでございまして、いましばらくその状況等を含めて推移を把握をさせていただきたいと思っておりますし、それで目標の思うような形にないということであれば、再度、今、下川議員が言われましたいろんな方策も含めて検討委員会の中で検討させていただきたい。そのように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

下川俊秀君。

議員（19番 下川 俊秀君）

最後にもう一言だけつけ加えさせていただきます。本市では8月1日付で人事異動がありました。職員の人事についての任命権は市長にありますので、私が口を挟むことではありませんが、私も市民の負託を受けている以上、代弁者として申し述べさせていただきます。

合併問題は中間市の存亡をかけた重要懸案事項であります。職員の増員はわかりますが、課長補佐以上管理職職員が4名、臨時職員が1名と聞いていますが、合併促進調査特別委員会で市民の皆様からの要請があれば出前講座をする。また、各校区ごとに説明会に行くと言っていましたが、幹部ばかりで実働部隊がないように思われますが、いかがなものですか。

地方自治法には行政運営は最小の予算で最大の行政効果をあげなければならないとあります。市長はご存じかと思いますが、愛媛県松山市は市民が窓口に来て、その件はあちらへとたらい回しされることなく、一つの窓口であらゆる対応ができるよう、各職員に100種類を超えるいろいろな窓口業務を研修していただき、現在では一つの窓口で155種類の仕事を扱えるようになっているそうです。

先ほど大島市長が申しました滞納整理対策室、呼び名はまことに立派ですが、新規にふえた職員は囑託の人が二人と聞きました。徴収問題は本市の財政にとって重大な問題です。人事も含めて職員の配置問題、適材適所、効率的で効果的な行政改革をしていただきたいものです。すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行

にあたっては全力をあげてこれに専念しなければならないとサービスの根本基準にあります。市長の任命権は私たちを含め、全市民にあることを忘れず、最大の行政効果を上げるため、行政運営を進めていただきますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

申しわけございません。最初に市長がお答えしましたけれども、市税全体の3年後の徴収率を17.6%に高めると。17.6%高めると申し上げましたけれども、1.76%の数字の方が正解でございますので、訂正させていただきます。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は良政クラブの植本種實でございます。通告に従って、一般質問をいたします。

第1点は情報公開についてでございます。以前、コピー代を10円、公開手数料を0円とするよう質問し、前向きに検討しますと答弁がありました。その後、どうなったのか伺います。

2点目は、交番、駐在所の統廃合を受けて、質問いたします。福岡県警は組織改革を行い、交番、駐在所の統廃合を行いました。中間市の場合は、どうなりましたか。お尋ねをいたします。そして、その結果を受けて中間市はどうされましたかもお尋ねいたします。

また、地域の安全と非行防止は、明るい街づくり課の大きな仕事と思います。課として統廃合を受けた、その結果どのように対処されていますか、お尋ねいたします。

最後に、合併についてお尋ねします。市長は北九州市と合併したいと表明されました。それはいかなる理念に基づいたものか、尋ねます。市長は北九州市と合併すれば、よくなる。悪いところはよくなるというふうに思われているはずですが、どこどこかをお尋ねいたします。

以上で、質問書による通告終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

植本種實議員の情報公開についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の11月に情報公開審査会に対し、本市の情報公開制度の見直しについて諮問をし、先月の20日に答申書の提出がなされました。審議の経過等につきましては、本市の情報公開制度全般の見直しについて計6回にわたり熱心な議論をしていただき、条例適用前文

書の公開について、外郭団体の情報公開等について、いずれも市民がより広く情報の開示を受けられるよう制度の改善を提言するものであります。

また、植本議員ご指摘の閲覧手数料等の見直しについても、市民の知る権利を保障し、市政への市民参加を促進するためにも閲覧手数料を無料とすることが望ましいとの回答をいただいております。

いずれにいたしましても、今後、市では、この答申内容を市の部長級で組織いたします情報公開検討委員会でよく精査いたしまして、次回の定例会に情報公開条例の改正について、議員の皆様にお諮りをいたしたいと考えております。

次に、交番、駐在所の統廃合についてお答えいたします。

本年4月に折尾警察署長が来庁され、警察機構の再編成の方針の説明を受けました。それによると、近年、事件事故が急増している中で、警察官の退職該当者が増加して、交番が手薄になったり、パトロールが不十分になる状態になり、その結果、街頭犯罪の増加や検挙率の低下を招いているので、交番の大型化を図る方向で再編成する方針になった。中間市では、岩瀬と埴生の駐在所を廃止して、中間交番に編入して常駐人員を増員し、パトカーを1台増車する、という内容でした。

予定としては、6月県議会に上程をし、8月の人事異動で実施するとのことで、8月27日に編入が完了いたしております。市の同意等の手続も必要なく、地元説明等も警察が行うということでございました。市としては、中間市防犯協会の地域懇談会の議題にして地域の理解を図るようお願いしております。

次に、地域の安全と非行防止についてお答えをいたします。

非行対策については、佐々木晴一議員の質問でお答えいたしましたので省略いたしますが、次代を担う子どもが健やかにたくましく育まれていく社会環境を大人の責任で作りだしていく必要があります。そのためには、生まれてから成人に達するまでのトータルな形の計画策定と、それに基づいた着実な政策推進を求められていると感じております。国も内閣府を中心に関係省庁による横断的な体制で取り組みを進めておりますし、県も9月には青少年計画の草案を発表する予定と聞いております。中間市も青少年の健全な育成のため、計画づくりを全庁的に取り組む必要が有ると思っております。国、県の動向にあわせて実施をいたします。

次に、地域の安全対策ですが、個人が用心をするように防犯意識を高めることが必要ですが、同時に近所にも目を配りあって共同して犯罪被害を防ぐために、中間市は町内会を単位にして防犯協会を組織をしております。地域の安全を考える場合、この防犯協会の活動を活性化することが重要と考えております。そのために、中間市防犯協会の活動方針に、今年度からモデル地区を指定するようにして、町内の実情にあった防犯活動に期待し、活動助成をするようにいたしております。まだ、希望の届けは出ておりますせんが、地域の安全を考える一助になればと思っております。

次に、市長は北九州市と合併したいと表明されました。それはいかなる理念に基づいたものか、との質問についてお答えをいたします。

このご質問は、先日の佐々木晴一議員への答弁と重複した答弁になりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

私が北九州市と合併したいとの思いを述べさせていただいたのは、6月に開催されました合併促進調査特別委員会の中で、また、議会終了後の全員協議会でお話をさせていただきました。

その骨子であります。一つには、一昨年4月に、中間市合併検討特別委員会で、合併に向けては遠賀四町をパートナーとの基本方針が示され、私は遠賀四町の方に何度か足を運び、四町に対する思い入れを伝えましたが、四町は四町で以前より四町での枠組みで合併の議論を行っている中で、中間市がその中に入るとの議論は難しい状況でありました。

二つには、四町との関係がこういった中で残された選択としては、単独でいくのか、北九州市との合併でゆくのか、という問題であります。単独でいくとなると、今後もより一層の厳しい財政運営を強いられることとなりますと、ますます行財政運営の効率化を進めていかなければならないと考えております。北九州市との合併については、当然のこととして北九州市の同意が必要でございます。そのためには、中間市民の意思がもっとも尊重されるべきであり、その上で条件が整えば前向きに検討される課題であると認識をいたしております。このことから全体的に合併論議が高まる中で、中間市民の熱意を示せば北九州市も十分に理解を示してくれるのではないかと、逆にこの機会を除けば、今後はさらに難しくなるのではないかと、合併の相手方を北九州市という思いを述べたものであります。

しかしながら、合併は市の存亡をかけるわけですから、住民の生活にとっても、行政にとっても大きな問題であります。また、市民の皆さんはもちろんのこと、議会の皆さんの中にさまざまな思いがあることも承知いたしております。

合併問題については、現在、合併促進調査特別委員会で審議をお願いしておりますので、その意向を十分尊重しながら考えていきたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

まず、情報公開についてお尋ねいたします。情報公開審査会が6回ほど開かれたと言われますけれども、その中で手数料は0円、コピー代は幾らぐらいにという返答になっていきますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当課長の方から答弁させます。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えいたします。答申書ではコピー料は20円ということになってます。カラーについては100円ということでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

20円は率直に言って高いと思います。今のよその　　というか、コンビニどこでも10円でA3ができますので、その辺は市としても10円にせいというふうには言えないわけですか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

先ほど市長もお答えしましたように、これを情報公開の検討委員会でこの内容について精査するようにしております。最終的には市長にお伺いを立てまして市長の決断を仰ぐということになりますので、そして、皆さん方にお諮りするということになります。

ですから、市の方の方針として、20円が高いから10円にという方針が出れば、それはそういうことになると思います。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

ということは市長の決断次第だということですか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

情報公開の検討委員会の意見を受けて、市長がどう判断されるかということになると思いますので結果的にはそういうことだと思えます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

それはわかりました。それから、13年度、昨年度の情報公開手数料の総収入というん

ですか、それは幾らだったですか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

詳細はちょっと記憶しておりませんが、手数料そのものは1,000円不足だったと思います。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

金額が少ないから廃止せろとかそういうんじゃなくて、知る権利を保障する、市民の参加を仰ぐんだという意味で私は0円にしろ、10円にしろと言っているんですから、金額の大小じゃないということを理解していただきたいと思います。

それとそのほかに他の外郭団体とかそういう情報も公開しろと言っていますが、その辺の内容はどうなっていますか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えします。答申書の中には、一応地方自治法の中の市の監査権とかそういったものを生かしながら一定の補助金を出している団体については公開をする。それから、外郭団体についても実施機関に入れるか入れないかという議論がありましたけど、これについても同様に公開の対象とすべきではないかというような意見が承っていますので、内部で十分したいと思っています。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

答申内容を私たちは早く見て議論したいと思いますので、答申内容、早く知らせてください。

次に、駐在所交番の統廃合についてお尋ねいたします。統廃合についての市民の方があまりよく知らない。8月の終わりごろに交番の前に行ったら張り紙がしてあって廃止ですよというようなことが聞いて、びっくりしたということがありますけれども、住民の方にこういうようになっていますよというように説明をされましたか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

警察の方が5月22日のときに来られまして、地域は地域として警察の方で説明をする
と、そういうお話を承っております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

僕は住民の方はあまりよく知っていない、知らされてないぞというのが僕の気持であります。それで、交番が廃止した。じゃあ、どういうふうに市民の方が安心して暮らせるんだということ、もう少し、例えばパトカーがどういうふうになる。駐在所はどこどこがふえるというふうなことをもう少し知らせるべきと思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

各町内会で話を どのクラスまでというのは、私も存じあげないわけですが、多分、各町内会に防犯組織がありますので、そういったところでは十分説明がされたんじゃないかなと、そう思っております。

ただ、私どもが警察の方からまいりまして、たしかにこの駐在所の廃止、先ほど言いましたように中間市の場合は2カ所になるわけでございますけれども、大正の時代から地域の皆さん方と一緒に歩いて、その防犯あるいは地域のありようを含めて進んできたということなんですけれども、ここ最近ですけれども、とてもじゃないけれども、こういった状況の中では、先ほどお答えをいたしましたように、犯罪件数が減るところか増加する傾向にある。

そういった思いで、福岡県としてはむしろ住民の皆さん方の負託にこたえる形で交番所を空き交番がないような、あるいは事件が発生してもすぐ、対応ができるようなそういった方向を目指すことがより明るい町ですか、につながるとそういうようなお話を聞いておりましたので、そういった推移もこれから見ながら、あるいはそのときに警察の方から言われましたのは、警察の方も一生懸命になってやります。だけど、これもやっぱり限度があります。やっぱり行政なりあるいは地域隣近所を含めて、みんなでそうがかりでやることが望ましいですねと、そういうお話も実はあっております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

交番があるのとないのでは、ある方が地域の住民の方も安心されるし、それからあればやっぱり非行なんか防止できると思うんですよ。今度、川西地区、埴生公園の前の交番も廃止になるんですけれども、重要な箇所だと思います。それで、あの建物をどうされる

んですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

建物は県の、土地は中間市のでございまして、今までの話の中では壊していくと、そういうことになるようであります。

議長（杉原 茂雄君）

明るい街づくり千々和課長。

明るい街づくり推進室長（千々和秀隆君）

つけ加えますと、現在、県の方から中間市の方に返還するというので、その条件等の整理が行われておりますが、その中では当初の契約のときに必要なくなったら更地にして返すと、そういう条件に沿った線で話が進められております。さらに、その中に防犯上の見地から、中間市としては埴生公園という場所的な背景もあることから、以後のパトロールの強化というものも要請として1項つけ加えておるところでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

いずれにしても県警のことですから、中間市のことは十分考えられていると思うんですけども、廃止されて地域の方が不安だと思われないようによろしく願いいたします。

次に、合併問題について質問いたします。合併問題、皆さんそれぞれ大変議論されている。僕も議論の中に加わっているんですけども、非常に市民の方々に迷われている方があるんですが、私は一番最初はとにかく住民投票をしろというふうに思っています。市長はその辺はどのように思われていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

この問題、何度もお答えをしましたとおりでございまして、中間市の存亡をかけた中身でございますので十分市民の皆さん方に相談をし、説明をしながら、住民投票等を含めて検討させていただきたい、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

ちょっとあれを変えて。校区説明会とか、それから出前講座というのはどのようなスケジュールで。それから、きのう11件ほど何か申込者があったと聞いたんですけどそれは

中間市から言っていたのか、それとも市民の方の要望だったんですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方から答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

村田合併問題対策室長。

合併問題対策室長（村田 育男君）

出前講座につきましては、一応市民のまちづくり団体といいますが、そういう公共的団体も含めまして、一応私の方に申し入れがございまして、その団体の方とお話させていただきまして、日程等調整してやっておるということでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

市のスケジュールはどのようになっていますか。

議長（杉原 茂雄君）

村田合併問題対策室長。

合併問題対策室長（村田 育男君）

出前講座につきましては、昨日ご報告しましたように、一応11月11日に民生委員協議会の方からお願いをしたいということで申し入れがっております。それで、スケジュールとしましては、きのうご報告しましたように約半分程度、大体消化しております。あと残りの分につきましては、一応今月から来月にかけてやっていきたい。そのほかに校区説明会につきましては、日程等をどういう形で進めていくのか。例えば町内会の方にご相談をして、一応会場の設営等含めましてそういうご相談を早急にやっていきたい。そして、日程が決まりましたら、その方向で進めていきたいと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

日程が決まったら 僕に言わせたら少し遅いんじゃないかというふうに思います。もう少しどんどん説明なりを……。やはり市民の方は三つのうち、どれが一番 いろんなことを知りたいというふうに思われているんですから、もっとスピードをあげてもらいたいと思いますけど、その辺はどうですか。

議長（杉原 茂雄君）

村田合併対策室長。

合併問題対策室長（村田 育男君）

住民の方に一応情報公開、それから意見交換会につきましては、今、議員ご指摘のとおりスピード関係につきましてはできるだけスピードを早めていきたい。そのためには先ほど言いましたように、関係団体の方と十分日程等の調整をやって、できるだけ前倒しでやっていきたいということで考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

ちょっとまた、変えまして。市長、住民発議の結果を北九州市の方に持って行かれたそうですが、そのときの様子と気持ちを聞かせてください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

末吉市長とお話をし、そしてそれぞれマスコミの皆さん方が入ってこられたわけございまして、マスコミも四つの新聞それぞれ見させていただきましたけれども、ああ、なるほどマスコミの見方っていうのはそれぞれ4社とも違うんだなという、そういう思いを片方ではいたしましたけれども、末吉市長の方には約7,000名の皆さんからの市民の声ですということできちんとお願いをしたところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

その席で末吉市長は中間市のことは、もうおれは新聞でしか知らないと、もっと知りたいというふうに言われたと思うんですが、もっと知らせる方法をどういうふうに考えていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

その前段に末吉市長の言葉がもう一つありまして、実は昭和62年に私が市長になったとき、あのとき杉原議長も含めて一緒に来られましたよねという話があって、そのとき私は市長になったばかりなんで、中間市のことをあまりよう知らなかったと、そういう問題も前段で話をされておりました、今でも中間市のいろんな状況等については、新聞なり等々あるいはいろんな資料等々でしか実際のところ、実情というのはわからない。

したがって、これから先、末吉市長としても勉強をしたいと。そういう話がございまして、できれば、私と末吉市長で2回ぐらい話し合いを持てたらいいですねと、そういう話がございました。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

北九州の方はわかったんですけど、逆にいうと私たち中間市民も北九州のことをはっきりいったら新聞でしか知らないというふうに言えると思います。私たちが北九州の内容を知るにはどうするんですか。どういうふうに考えられていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

北九州の内容というのが、具体的にどういうものか、例えば行政比較とか、そういうものかどうかちょっとわかりませんが、いずれにしても北九州の方も中間市もそうでございますけれども、多分水巻町でとられた今度の住民発議の中身から考えますと、多分北九州の方から中間市の状況あるいは等々を教えてくださいと、そういう双方のやりとりが今後あるんじゃないかなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

私は合併に向けて市民交流の場所かなにかを設けたらどうか、またシンポジウムをしたらどうかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

シンポジウム等々につきましても対策室の方で時期は別 まだ、ちょっときちんとされてないと思うんですけども、開いたらどうかとそういう思いというのは持っているようでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

いろいろご答弁ありがとうございました。合併問題は本当に中間市にとって大切なことでございます。中間5万市民がよくなるように、よりよい合併、またはよりよい進路を定めてもらうよう私たちも一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、中家多恵子さん。

議員（１番 中家多恵子君）

私は質問通告に従いまして、大きくは三つの問題について質問をいたします。

1番目は緊急財政再建計画について、2番目は第三セクター株式会社西日本医療福祉総合センターの長期にわたる固定資産税の滞納問題等について、3番目は小中学校の空き教室の現状と活用についてでございます。

初めに、緊急財政再建3カ年計画についてお伺いをいたします。2001年度の福岡県下97市町村の決算資料によりますと、経常収支比率が90%以上の市町村が20市町村ありました。その中で中間市は96.2%の9位でございました。2002年度の決算内容を見ますと、経常収支比率は96.4%となり、前年度より2.8ポイント悪化しております。市債残高は271億5,087万6,000円で中間市の深刻な財政状況を伺えます。

市長、お尋ねをいたしますが、財政再建計画、どのような改革手法でこの現実に立ち向かわれておられるのか、計画の進捗状況等をお伺いいたします。

2番目の質問に移ります。第三セクター株式会社西日本医療福祉総合センターの長期の固定資産税滞納問題等について、この場所からもたびたび質問をいたしてまいりました。そこで次の3点について初めにお尋ねをいたします。昨年9月議会、私の質問に対して平成10年度から14年度の2期分までの固定資産税の滞納額は1億6,439万円でした。その後どのように対処、処理されておられるのか。お伺いをいたします。

2点目は、市はこの株式会社西日本医療福祉総合センター内に本年度より精神障害者地域支援センターを設置し、建物の賃借料として年間1,920万円で契約をされております。このほかにもこれまで高齢者相談窓口、そして現在1階には療育支援センターとしても借りておられますが、これまで幾らの賃借料を払われておられるのか、お尋ねをいたします。

私の試算では1億円を超えるのではないかと思います。正確な数字をお教えてください。

3番目は、一方松ヶ岡にあります中間市が建てた平成7年に建設をいたしました施設、1億2,300万円で建設されており、現在市のデイサービスセンターをこの西日本医療福祉総合センターに無償貸与しておられます。今日では、介護保険制度にもなっておりますが、無償貸与の根拠をお示してください。

最後に、学校の空き教室の活用が他市では積極的になされておられますが、中間市の現状についてお伺いいたします。

明確なご答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。2問目からは自席からさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家多恵子議員の中間市は平成15年度から平成17年度の3カ年を緊急財政再建計画

期間と位置づけられておられるが、その進捗状況を、との質問にお答えをいたします。

さきの下川議員の質問においてご回答いたしましたように、平成15年4月から緊急財政健全化計画を策定をし、各課におきましては個々の具体的な取り組みを行っているところであります。

今回の財政再建計画は、今まで経費削減を主体とした財政計画を歳入を中心とした考え方に改め、その目標を達成するため数値目標を新たに定めたことが今回の特徴であり、税を初めとして、その他の収入など全体的に徴収率が低く、各項目の徴収率向上を最大の目標といたしております。

その中で、先日、推進委員会を開催をし、まず平成14年度の決算状況について検討するとともに、さらに本計画の進捗状況について各委員より報告を求め、そのことについて議論をいたしたところであります。

徴収率の向上においては、市税の徴収強化策として本年4月から徴収の特別チームを編成し、夜間を問わず常時徴収ができる体制を構築するとともに、それに伴い庁内に夜間金庫を設置するなど、いつでも収納できるようにし、その効果も上がってきております。

そのほか、保育料の徴収方法についての改善策として、職員に徴収吏員証を発行し、書面催告のみならず、送迎時の対面徴収を行ったり、市営住宅の使用料につきましても、臨戸徴収や電話による催告や夜間徴収などの実施、さらには特別に職員を配置し、入居者の所得の見直し、滞納状況の把握など、入居者に対し不公平感を与えず、さらに徴収効果が向上するように努めております。

また、市有地の貸付料についても、より適正な金額に今後3カ年かけて改定していくこと。さらに不用品市有財産の処分や有効活用など、具体的な議論を行っているところであります。

このように、当初掲げた数値目標に向かい努力をいたしているところでありますが、まだ検討中のものもあり、さらにこの計画のみにとらわれることなく、より効果的な方策を求めながら改善をいたしたいと考えております。

以上が、今回の財政健全化計画の現在における進捗状況であります。

次に、第三セクター株式会社西日本医療福祉総合センターの固定資産税滞納に関するご質問にお答えをいたします。

昨年11月から本年3月までに約1,448万円が納付され、14年度末における滞納総額は1億2,870万円となっており、これを15年度から毎年1,430万円を納付し、9年間で解消するようにしております。納付方法は、毎月約120万円を月末までに納めることとし、4月以降、確実に履行されております。

また、今後の現年課税分については、年4回の指定納期限までに支払うこととし、既に2期分まで納付済みであります。

次に、また、多額の金額で市は部屋を借りておられるが、今日まで幾ら払ってこられた

のか。一部では救済措置ではないかとの指摘もありますが、今後も引き続き借りられるのか、とのご質問にお答えをいたします。

株式会社西日本医療福祉総合センターより、ウエルパークヒルズ北棟の1階部分を平成13年4月から借り受け、重症心身障害者、ダウン症、自閉症等の療育を要する幼児のための療育支援事業として、親子ひろばリンクを開設しております。平成14年度事業につきましては、教室の実施回数がふえ、利用する子どもも前年度より2倍以上多くなっています。また、他機関との連携により、中間市の療育支援の必要な子どもについては、希望される場合、障害の種別にかかわらず受け入れている状況であります。

さらに、平成15年度から支援費制度が導入され、児童福祉法に基づく児童デイサービス事業所として県の指定を受け活動しております。ご質問の借り上げ料につきましては、平成13年度と14年度は同額の2,200万円支払っており、15年度は2,089万円で賃貸契約を行っております。

また、平成15年4月から同施設の2階部分を新しく借り上げましたが、これは精神障害者のための業務の一部が、昨年4月1日付で県から市へ移譲されましたことに伴い、精神障害者の方々のために精神保健及び精神保健者の福祉に関する相談や、必要な指導、助言を行い、関係機関と連絡調整を行う精神障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」を開設して活動をいたしております。

15年度分の借り上げ料は、1,918万円で契約を行っております。なお、現在、県の指定施設としての認可申請について、県と事前協議中であります。

以上、2カ所の借り上げは、支援策の一環といたしまして実施しております。今後の借り上げにつきましては、利用者の動向や県の許認可等を勘案して決めたいと考えております。

次に、松ヶ岡の市の施設は無償で貸与していると聞いているが、その理由について伺いたいとのご質問にお答えします。

中間市松ヶ岡デイサービスセンターは、高齢者への生きがい活動支援通所事業、いわゆるデイサービス事業を目的として、平成8年3月に補助金対応の施設として建設されました。このデイサービス事業は、主に介護保険非該当者で、おおむね60歳以上の方を、デイサービスセンターの送迎用リフトバス等で送迎し、当該高齢者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担軽減を図るもので、現在、第三セクターである西日本医療福祉総合センターに委託を行い、事業を行っているものであります。

当デイサービスセンターは、地方自治法第238条の4第4項の規定により、売払い、出資の目的等が禁止された行政財産であり、また、財務規則第147条第4号に規定する行政財産の使用許可の範囲で、その行政目的を達成するための公設民営としてデイサービス事業の運営を業者に行わせておるところから、この施設の使用については無償で提供し

ているものであります。

いずれにいたしましても、本市の第三セクターへの支援策の一環として、社会福祉や高齢者福祉関連事業への支援として、事業展開を図っていきたいと考えております。

次に、空き教室の活用については、教育長よりお答えをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

他市では、空き教室の活用が積極的になされているが、中間市の空き教室は現状どのように使用されているのか、お尋ねするというご質問についてお答えいたします。

本市では、いわゆる余裕教室の活用にあたりましては、第一義的に学校教育本来の目的が阻害されることがないように行う必要があると考えます。学習スペース、生活交流スペース、準備スペース、管理スペース等の専門教室として活用しております。具体的には、生活科教室、図画・工作室、コンピュータ室、美術室、特別活動室、ランチルーム、児童生徒会室、教具室、資料室、教育相談室、進路指導室、会議室、生徒指導室、部室、PTA会議室、書庫等として有効活用に努めています。

ただいま述べました活用以外にも、各学校が児童生徒の発達段階や学習の理解度等に応じて行う少人数授業やチームティーチングのために一クラスを2分割、3分割するような授業形態をとっており、多くの教室を必要としております。総合的な学習の時間や、体験活動等のために計画的、目的別に活用したりもしております。今後とも各学校で余裕教室が有効活用されますよう指導していく所存であります。

学校の余裕教室の現状で申しますと、底井野小学校のように、学級数がむしろ不足している学校もありますし、若干余裕のある学校もございます。中間市内の学校を見た場合、ほとんどの学校が1階部分に職員室、保健室、会議室、給食調理室等が配置され、管理棟として建設されております。教室部分が配置されている学校につきましても、児童の安全確保の面から1年生の教室にあてられ、1階部分を地域住民に開放することは難しい状況にあります。市内の各学校は築後30年を経過し、近年建設されておりますような学校とは構造上、大きな違いがあります。地域に学校施設、特に校舎を開放する場合、現状においては改築、改装を必要とします。その場合、多額の経費も必要となり、構造上の改善がなされなければならないものと考えます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

再質問いたしますが、私が昨年6月議会で質問したときに、住民福祉の増進のためにも健全経営を図るように一層の企業努力を促してまいりたいと考えておりますというふうに

答弁をされておられますが、どのように促してまいられたのか、お聞かせいただきたい。

また、株主総会などにもどなたかが出席されたのか。そのときどういう発言を中間市としてなされたのか。

それから、9年間にわたって支払うという契約というんですか、先方ととられたという、その9年間という位置づけについてお聞きしたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

民生部長よりお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

9年間の分については税務課長、よろしいですか。

それから、中家議員さん。株主総会の出席と言われましたか。それは……。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えいたします。株主総会につきましては中間市の出資額が 出資率が2.7%でございますので、株主総会等には市から出席しておりません。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

分割納付の9年間の件でございますけれども、特別になぜ9年間かという理由はございませんけれども、当該法人が現年課税分と滞納繰越分をあわせて年間5,000万円の納税がもう精一杯だという話があったことから、現年課税分も考慮したところで9年間という期間を設けております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

今のお話からしますと、税務課長はお支払いが困難だから9年ということでお支払いを始めていただいたということですが、企業努力を促すというようなことをどなたかがきちっとの間なさっていないんですね。いかがですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

当然として、税金未納の部分を払っていてもらわなくちゃならないわけでございます、そういった部分での話は社長がこられたときにきちんとした企業努力をしてください。そういう話はさせていただいた記憶がございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

そこでお尋ねしますけれども、経営状況を説明する最近の書類といえば、いついたいでございますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

課長から。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えいたします。

株主総会等の資料は株主総会が終った後において市の方に届いております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

届いておるとおっしゃられましたが、その届いておったものについては市長のお目にも通されていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まだ、見ておりません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

それでは、その資料を、提出を私に、議会にさせていただきたいと思います。

それから、9年間にわたってお支払いするというに至った覚え書きというんですか、確約書ですか、そういうものも双方で取り交わしたものについて資料提出をお願いいたします。

そして、課長、地方税法の15条では納税の猶予とか、猶予条件というので1年以内の期限を限り、その徴収を猶予することができる。ただし、震災とか風水害、火災、事業廃止、休止、著しい損失を受けた場合は1年以内の猶予ということが認められていますね。そしたら、15条の3項にいくと正当な理由がないときは猶予取り消しというふうになっていますけど、この9年間というのはお支払いができないからということ。

そして、また、あれですか、今、お聞きしますと、介護保険の課長が株主総会の資料をいただいたけれども、最高責任者のお目なんかには通していないということについては、私はやはり重大な滞納をしているわけですから、執行部の部長級の皆さん、そういったところではきちっとその内容がどうなっているのか。それをまた、いくら株のあれがないからといって2.7だからということ、4,000万の出資だからということで、あいまいにすべき内容ではないと思うんです。そして、今、こうして財政3カ年計画ってなれば一番やり玉に上がるのが、市営住宅の徴収料とか保育料とか、それはやはり使ったものとか、保育料とか当然払わなければならないから私はそれを許すというわけではありませんけれども、そういう、何というか、市の行政というのがずるずるときているという、市民の税金に対して本当に真剣に取り組んでいらっしゃるんだらうか。そういうふうに取り組んでいる職員の方に対しては失礼かと思いますが、危機感というのを本当に感じてやられているかということも感じるわけですが、税務課長、9年にわたってずっと払っていくということになれば、今現在、平成10年度の15年度は1期、2期払われたと思いますけれども、平成10年度の税金についてはまだ完納なさってない途中でしょ。

議長(杉原 茂雄君)

中野税務課長。

税務課長(中野 諭君)

お答えいたします。

先ほど市長の方から年間滞納繰り越し分については年間1,430万円を毎月払いということで申し上げましたが、平成10年度の課税分につきましては、1期、2期分は既に完納でありますし、今後時効の中断というものを考慮しながら、この10年度3期分以降14年度の4期分までを毎月払いというふうに計画しているわけでございます。

以上です。

議長(杉原 茂雄君)

中家多恵子さん。

議員(1番 中家多恵子君)

平成10年度の課税分の残り、11、12、13年度、14年度と残っているということですね。そうですね。

そしたら、9年かかって着実に返済してもらったとしても、延滞金とか含めますといかな金額になりますか。その総合計は。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

延滞金につきましては現時点では約4,600万円でございます。向こう9年間で完納した場合の延滞金については計算はいたしておりません。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

向こう9年間で完納した場合の延滞金等についても、資料でお出しいただきたいと思えます。そして、先ほど私 なぜかといえば、先ほど、さきの議員が質問したときに税の徴収に関して差し押さえをしたとか、そういうような答弁をなさっておりましたけれども、差し押さえはしていないし、延滞金についてもどのようにお支払いされるのか、その辺はどのようなふうなお話がなされたんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

差し押さえを行う場合には、要するにも滞納者自身が全く誠意を見せないといったときに最後の手段として行うわけでありまして、当該法人のこの固定資産税の問題につきましても、もうかなり長い期間当局と法人の間で話を続けてきているわけですので、この協議をとにかく早く整えるということが最大の目的であり、そういうことで昨年の平成12年、私まいりましてからずっと協議してまいりましたけど、本年3月に分割納付の誓約書を入れてもらったところであります。

それから、延滞金につきましては市税条例施行規則で延滞金の減免という条項がございまして、この第4号にその他、市長が特別な事情として認める場合は減免できるんだという条項を適用して免除ということにしております。

なぜ、こういう延滞金について、特段の配慮をしたかと申しますと、一方では現在中間市が徴収しております個人の市税におきましても延滞金についてはここ何年という長い期間、徴収はいたしておりません。ですから、一つは個人の市税と法人の市税のバランスもとらなければいけないということが一つありますけれども。

最大の免除の理由と申しますのは、滞納処分を行う場合に国税でもそうですけれども、最大限配慮しなければならないことは、法人に対する滞納処分の場合、その滞納処分を行うことによって当該法人が事業の継続が不可能になる。あるいは急激な事業悪化に陥ってしまうような滞納処分は最低限避けなければならないということでございます。議員ご承知のとおり、当該法人は有料老人ホームでございますし、高齢者の方の人命をお預かりして

いるということもございますし、もう一つはそこに勤務している、雇用されている従業員の生活というものもありますことから、特段の配慮ということで免除をした次第でございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私はこの西日本医療福祉総合センターを借りて、福祉の名において部屋を借りてるように感じるわけです。もう一つの間門市療育支援センターの賃借料。それから、これは私は障害の方、障害を持っている方、そして、また、精神障害者地域生活支援センター設置、そういうことを積極的にされているということについては結構なことだと思いますし、ごく当たり前のことだと思います。しかし、こうしたものの場所を第三セクターの名において多額なお金で借りるということについて疑問も感じるわけです。これまさに支援じゃないかと思います。例えば、精神障害者地域生活支援センターをことしからこの三セクにお借りした。今、その利用状況等についてはこのぼちぼちパルハウスということでのっておりますし、説明もありましたけれども、契約面積が365平米88、110坪。その内訳は事務室及びラウンジ、38.43坪、多目的ホールが72坪24、こういう施設を借りているわけですね。多目的ホールとか、ラウンジとか、事務所まで借りて行っている。そして、これは2,000万超して、ことしまた、この施設に300万の備品を置かなくてはならないような場所を借りている。私も先日拝見させていただきましたけれども。

そして、また、療育事業でも、それは北九州の方にお母さんたちがお子さんを連れて、障害を持ったお子さんたちを連れて行かれるというのは、それはもう大変なことだと思います。近くにできたということはあるありがたいことですし、双方のことについてもそれぞれの方は利用されている方は感謝しております。しかし、その内情は、こうした間門市が療育支援センターとして借りている場所も これも三セクの1階の部分ですが、契約面積がなんと129坪借りてる。専用面積は94.95坪。共用面積が34坪61、双方でこれを借り続けていくなれば、水道光熱費を外して年間4,008万2,753円、月額334万円で借りているということになるわけです。ですから、私は空き教室のこととかお尋ねしたのは、例えば空き教室についても、いろいろおっしゃられていますけれども、何かこんな内容におっしゃっていますが私は福岡の教育委員会にお尋ねして、今、空き教室ができたところでは積極的に空き教室を使っているということで、志免町の小学校のことも紹介していただきました。

今、答弁の中では何か改築した学校でないといけないような なんとというか中間の場合は建てて何年もたっていらっしゃるからというようなことを言われましたが、志免町ももう学校は最近建てたんじゃなくて、小学校1年生がすぐそばにいて、障害者の社会福祉

法人で障害者の方の施設として教室を少し改築して作業を障害者が毎日来てされている。法人として使って、法人がお借りして、市が援助して、県が援助してやられているという、そういうことで、私はまさに片方で中間市は再建計画とはいわれながら片方でこうした公共施設とかあるいは工夫をすれば、まだまだ中間市には公共施設の空き室とかあるいは

私は専門じゃないのでわかりませんが、学童保育所が学校のそばに建てられたりしていつているわけですから。学校の公共用地をそばに置いた中で建てたりしてやっていけるんじゃないかと思いますが。

先ほど、療育センターから借りていることしかお話されていませんでしたけれども、高齢者の相談窓口としてここが三セクができたときに借りて、そしてその高齢者の相談窓口はハピネスなかまに移られたわけですね。それからするともう随分な賃料を払っているわけですね。これはまさに三セクの支援に私はすぎないんじゃないかと思いますが。こうしたことをまさにずっと続けていいのかどうか。やっぱり開業前からの危機的な要因がはらんでおられましたし、私は誇大な計画と目標、施設利用計画とか、実情とかけはなれていて、多額の投資と運営、採算等の実態を無視した建物であったんじゃないかと思うわけです。

多目的ホール、見てください。ラウンジ、じゅうたんが敷かれた、そういうところ。それにこしたことはありませんけれども、私はそういう立派なところでなくても、その方たちが本当に利用できる場所ってというのは、ある、できる。豪華さとか、見た目の豪華さで精神的に救われるか、もっと身近で気軽に利用できる既存の施設の利用、財政的にもむだはそうすることによって省いていけるんじゃないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

いろいろと中家議員ご指摘になりましたけれども、本来中間市として福祉のまちですが、そういったものも含めて当然、市がやらなければならない問題がこの三セクの方をお願いをしているわけでございまして、それなりの中間市としての思い入れというのはしなくちゃならない。そういうふうに思っているわけでございまして、中家議員が言われたように、これが、このことが贅沢だとか、そういった問題については、中間市の方があせい、こうせいというわけにはまいらないわけでございまして、そういった思いは今後、いろんな形で伝えさせていただきたいなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

先ほど、私が株主総会に出席しておらないということをお答えしましたけれども、ことしの6月27日に株主総会には松下前助役が出席しておりますので訂正させていただきます

す。

議長（杉原 茂雄君）

時間が終わりましたので質問を終了させていただきます。

これにて一般質問を終結をいたします。

この際、午後 1 時まで休憩をいたします。

午前11時45分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（杉原 茂雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 . 認定第 1 号

日程第 3 . 認定第 2 号

日程第 4 . 認定第 3 号

日程第 5 . 認定第 4 号

日程第 6 . 認定第 5 号

日程第 7 . 認定第 6 号

日程第 8 . 認定第 7 号

日程第 9 . 認定第 8 号

日程第 1 0 . 認定第 9 号

日程第 1 1 . 認定第 1 0 号

議長（杉原 茂雄君）

次に日程第 2、認定第 1 号から日程第 1 1、認定第 1 0 号までの平成 1 4 年度決算認定 1 0 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。片岡誠二君。

議員（ 2 0 番 片岡 誠二君）

大島市長は平成 1 3 年 7 月に市長に就任されましたので、今回の 1 4 年度の決算については初めて市長自身が予算の編成から執行まですべて行ってきたわけであり、この 1 年間の評価、成績表がいわゆる 1 4 年度の決算書ということになるわけでありますけれども、現在、合併問題同様に行財政改革の最重要課題であり、当然市長もこの問題について、また、今回の決算についていろんな角度から精査され、そして検討されていることと思われませんが、そこで各論については各委員会で審議されると思いますが、この 1 4 年度の決算について市長がどのように分析され、総括されておられるのか。そして、このことを今後の行財政改革問題にどのように反映していこうと考えているのか、それをお尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、片岡議員が言われましたように初めて丸と1年、そういうことなんですけれども、初日にそれぞれの決算状況をお話をいたしましたように、若干のでこぼこありますけれどもおおむね若干の黒字の中で14年度については推移をしてきたんじゃないかなと思っております。さりとてご存じのようにトータルとしては交付税の減等を含めて今後大変な課題等々もありますので、財政再建検討委員会等々に見られますようにさらに一層、気を引き締めて、15年度あるいは今後16年、17年含めて第4次の総合計画も立案をしなければいけない。そういった状況等々にもありますので、頑張ってもらいたい。このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第12．第33号議案

日程第13．第34号議案

日程第14．第35号議案

日程第15．第36号議案

日程第16．第37号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第12、第33号議案から日程第16、第37号議案までの平成15年度補正予算5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております補正予算5件は会議規則第37条第1項の規定によりそれぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第17．第38号議案

日程第18．第39号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に日程第17、第38号議案及び日程第18、第39号議案の各条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

第38号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表いたしまして賛成討論といたします。

日本の出生率は1970年代前半までは2.1程度で安定しておりましたが、1975年に2.0を割り込み、1999年は過去最低で1.34、2002年1月末は1.39となっています。このように日本の社会が子どもを産み、育てる力を失いつつあることは日本の未来にとって大問題であり、子育て支援は緊急で重要な課題です。子育て支援にとって乳幼児の医療費の負担の軽減は、安心して子どもを育てる上で切実な施策です。子育て真っ最中のお母さんたちの切実な要求に基づいて、私ども日本共産党市議団は福岡県に対し、乳幼児医療費の無料化を就学前まで適用年齢を拡大するようこれまで何回も交渉を重ねてきました。今回提出されました条例では6歳に達する日以後の最初の3月31日まで入院にかかる医療にかぎり、医療費を支給することになり、適用年齢が拡大されました。しかし、通院は依然として3歳未満になっており、県に対し、入院と同様に就学前まで適用するよう求め、中間市においても通院医療費助成の対象年齢を1歳ずつでも拡大する予算措置をとるよう意見を付して賛成討論といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決をいたします。議題のうち、まず、第38号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19・第40号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第19、第40号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第40号議案は会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託をいたします。

日程第20・議員提出議案第3号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第20、議員提出議案第3号行財政を見直し抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐々木正義君。

議員(17番 佐々木正義君)

提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第3号の提出者として、提案理由の説明を簡略ではありますが、申し述べます。

議員各位もさきの統一選挙を通じて、市民の多様なニーズや要求に接し、その期待にそうべく決意も新たなるものがあるかと存じます。

しかし、本市の台所である財政実態は極めて緊迫した状況下にあります。このままでは市民要求や期待にこたえることは困難であります。とりわけ、デフレ不況のしわ寄せは今なお、全市民の生活を圧迫し明日への不安を強めています。また、市財政の歳入を見ると、市民税、交付税等年々落ち込み、入るをもって出るを制する必要性に迫られております。つまり出るを制する観点からむだを排し、徹底的な合理化政策が迫られていると思う

ものであります。市民の要求、期待にそうべく、緊急かつ行動的な行財政の見通しと、抜本的改革による財源確保の施策が必要であります。

本特別委員会の設置によって、具体的な行財政の見直しと抜本的改革の方向と道筋を執行部へ明らかにし、議会としての任務と責任を果たすべきであろうと考えます。

以上、特別委員会設置の提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の設置ですが、この委員会が福祉とか教育、地方行政の切り捨てにならない方向での委員会であってほしいし、そして、また、この委員会に100万円の予算が組まれておりますけれども、私は行財政改革であれば、100万円も 以内というふうにはなっておりますが、そのことについてはやはりできるだけ抑えた活動をすべきではないかと意見を付して賛成するところです。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号行財政を見直し抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の設置についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました行財政を見直し抜本的な改革に関する調査

推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第1項の規定により、中家多恵子さん、植本種實君、山本貴雅君、井上久雄君、香川実君、岩崎悟君、下川俊秀君、井上太一君、以上8名の諸君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、行財政を見直し抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第21. 会議録署名議員の指名

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において米満一彦君及び山本貴雅君を指名いたします。

議長(杉原 茂雄君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

午後1時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 米 満 一 彦

議 員 山 本 貴 雅

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員